

(介護予防) 短期入所生活介護事業所
トレランス田村ショートステイ運営規程

第1章 事業所の目的と運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑南会が設置運営する(介護予防)短期入所生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 (介護予防)短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち家庭的な雰囲気のなかで地域や家族との結びつきを大切にしながらサービスの提供に当たる。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する(介護予防)短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその身元引受人(家族等)のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその身元引受人(家族等)に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 地域における住民や諸団体等との連携及び協力関係を築き、地域との交流を行う。

(事業所の名称)

第4条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 トレランス田村ショートステイ(以下「事業所」という)
- (2) 所在地 茨城県つくば市上横場 2290-9

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名

管理者は職員等の管理、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名（非常勤）

利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。

(3) 生活相談員 1名

生活相談員は、適切なサービスが提供されるよう利用者及び身元引受人（家族等）に必要な助言、その他の援助をおこなう。

(4) 看護職員 1名以上（常勤換算、併設介護老人福祉施設との兼務を可能とする。）

看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。

(5) 介護職員 4名以上（常勤換算、併設介護老人福祉施設との兼務を可能とする。）

介護職員は利用者の心身の状態を的確に把握し、適切な介護を行う。

（介護予防）短期入所生活介護サービス計画を、看護師、相談員、介護支援専門員と協議の上作成し、必要に応じて計画の変更を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

※ 但し、社会福祉法人筑南会本体施設特別養護老人ホーム新つくばホームにおいて配置する機能訓練指導員が、当事業所機能訓練指導職務を行うことができる。

(7) 栄養士 1名

栄養士は、食事の提供にあたって利用者の身体の状況及び施行を考慮した献立づくりと栄養管理を行う。

※ 但し、社会福祉法人筑南会本体施設特別養護老人ホーム新つくばホームにおいて、栄養士2名以上配置し、当事業所栄養管理職務を行う。

(8) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、主に介護職員が行う（介護予防）短期入所生活介護サービス計画の作成、変更の業務に協力する。

(9) 事務員 必要数

事務員は利用者及び職員に係る必要な事務を行う。

第3章 利用定員

(定員)

第6条 事業所は、ユニット型個室定員 10 名とする。災害等やむを得ない場合を除いて、利用定員及び居室の定員を超えて利用することはできない。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第7条 事業所は、利用者の居室にベット・ロッカー・ナースコール等を備品として備える。

(食堂)

第8条 事業所は、利用者の人数が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル、椅子、箸及び食器類等の備品類を備えている。

(医務室)

第9条 事業所は、利用者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えている。

(浴室)

第10条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に特殊浴槽を設けている。

(洗面所及び便所)

第11条 事業所は、建物の各所に洗面所や便所を設けている。

(機能訓練室)

第12条 事業所は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えている。

第5章 契約及び入退所

(契約及び入退所)

第13条 事業所は、短期入所生活介護サービス提供の開始に際して、利用申込者又は身元引受人（家族等）に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービス

の選択に資する重要事項説明書を交付、説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

- 2 事業所は、利用定員に達している場合又は利用申込者に対し、自ら適切な短期入所生活介護サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、サービスの提供を拒むことはできない。
- 3 事業所は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無、有効期間を確認することができる。
- 4 事業所は、サービス利用希望者の利用開始に際しては、その者的心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 事業所は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第6章 サービス

((介護予防) 短期入所サービス計画の作成)

第14条 介護支援専門員は、日常生活を行ううえで利用者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、短期計画の原案を作成し、またその作成後のおいても必要時または最低6ヶ月ごとに計画実施状況等の評価を行い、計画の変更を行い、その都度利用者又は身元引受人（家族等）に対し、説明、同意を得るものとする。

((介護予防) 短期入所生活介護サービスの基本方針)

第15条 短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、日常に必要な援助を適切に行う。

- 2 利用者に対して、短期入所生活介護サービス計画を策定し、そのサービスが漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮する。
- 3 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または身元引受人（家族等）に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にサービス内容を見直すことでその改善を図る。

(介護)

第 16 条 介護にあたっては、利用者的心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）を行う。
- 3 排泄の自立についての必要な支援を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、適切なおむつの交換を行う。
- 5 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援を行う。

(食事の提供)

第 17 条 食事の提供は、栄養及び利用者的心身状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に実施するものとする。

(相談及び援助)

第 18 条 事業所は、常に利用者的心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 19 条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を設ける。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又は身元引受人（家族等）が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第 20 条 事業所は、利用者的心身の状況等に日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 21 条 事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用料その他の費用の額)

第 22 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法の基づく割合の額とする。

- 2 食事を提供するに係る費用として、別紙のとおり。
- 3 居室を提供するに係る費用として、別紙のとおり。
- 4 利用者が選定する以下のサービスの費用については、実費とする。
 - ① 特別な食事
 - ② 理髪・美容
 - ③ 貴重品の管理
 - ④ レクリエーション、クラブ活動での材料代等
 - ⑤ 複写物の交付
 - ⑥ おむつ代を除く日常生活品の購入料金等

第 7 章 留意事項

(事業所利用に当たっての留意事項)

第 23 条 事業所の利用者は、以下の事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

利用者が以下のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第 24 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下に事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(従業者の質の確保)

第 25 条 事業所は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理)

第 26 条 事業所及び従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持等)

第 27 条 事業所及び従業者は、業務知り得た利用者または身元引受人（家族等）の秘密を保持することを厳守する。従業者が退職した後も、正当な理由なく、その秘密をもらすことのないように、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

第 9 章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第 28 条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 29 条 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第 30 条 事業所は非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 10 章 その他

(記録の整備)

第 31 条 事業所は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情等への対応)

第32条 事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告をする。

2 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第33条 事業所の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

(送迎の実施地域)

第34条 事業所は、利用者の送迎の実施地域を原則つくば市とする。但し、つくば市以外の利用者の送迎については、重要事項説明書内サービスの内容に記載のとおりとする。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する
- (3) 職員等に対し、身体拘束の適正化に関する研修を年2回以上実施する
- (4) 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員を置く

(虐待防止のための措置に関する事項)

第33条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う。
- (5) 苦情処理委員会を設置し苦情解決体制を整備する。
- (6) 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員をおく。

2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村に通報

する。

(身体拘束適正化のための措置に関する事項)

第34条 身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体拘束を実施する場合、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (4) 職員等に対し、身体拘束の適正化に関する研修を年2回以上実施する。
- (5) 上記措置を適切に実施するよう責任者として生活相談員を置く。

(ハラスメント対策に関する事業者の責務)

第35条 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第38条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は筑南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

付則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

付則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

付則

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

付則

この規定は、令和 5年12月 1日から施行する。

別紙

費用区分	費用の額	
食事の提供に係る費用	日額	1445円
食事の提供に係る費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額	300円
	第2段階認定者 日額	390円
	第3段階認定者 (1) 日額	650円
	(2) 日額	1360円
居室の提供に係る費用	ユニット型個室 日額	1970円
居室の提供に係る費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日額	820円
	第2段階認定者 ユニット型個室 日額	820円
	第3段階認定者①② ユニット型個室 日額	1310円

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 筑南会

トランス田村 ショートステイ

トランス田村 ショートステイ (介護予防)短期入所生活介護 重 要 事 項 説 明 書

<令和7年4月1日>

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 事業者の名称、所在地等

① 法人名 社会福祉法人 筑南会
事業所名 トランス田村ショートステイ
指定番号 0872002688
所在地 茨城県つくば市上横場2290-9
管理者氏名 田村 大輔
電話番号 029-893-3126
FAX番号 029-836-5518

(2) 職員の配置状況

当事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設の併設事業として認可されているため、介護保険法令に従い、その地域密着型介護老人福祉施設サービスとの定員の合算で配置する職員数が決められています。常勤換算とは、職員のそれぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設の常勤職員の所定勤務時間数で割った数です。

<主な職員の配置状況> (令和5年5月1日現在)

① 地域密着型介護老人福祉施設 トランス田村ショートステイ

職種	常勤換算	指定基準
①施設長	1名 (兼務可)	1名
②介護職員	16.5名 (介護福祉士数8.4名) ユニット配置4名	13名
③生活相談員	1名	1名
④看護職員	1名	1名
⑤機能訓練指導員	1名	1名
⑥介護支援専門員	1名 (兼務可)	1名
⑦医師	(非常勤1名)	必要数
⑧栄養士	1名 (本体施設との兼務)	1名

※介護職員はショートステイ事業との兼務になります。指定基準もシヨーとスティ定員も含むものです。

※資格所有機能訓練指導員が配置できないときには、機能訓練体制加算は、利用料金に加算されません。

※本体施設新つくばホームに栄養士2名配置により、栄養管理業務を行います。

(3) 設備の概要

① トランス田村ショートステイ

- ・地域密着型特別養護老人ホーム トランス田村に併設
- ・ユニット個室型 定員 10名
- ・空床型 特別養護老人ホームトランス田村において入院等による長期の外泊により空床がある場合
- ・ユニット 快 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護専用 居室 10床
- ・ユニットにキッチン・食堂、居間
- ・通所介護事業所、共用部分として地域共有スペース

- ・ユニットに便所3ヶ所
- ・浴室 ユニット専用リフト浴槽室 他ユニットと共に機械浴室
- ・エレベーター
- ・相談室
- ・通所介護事業所、本館との共用部分として地域交流スペース

3、サービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画の立案
利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明をし同意を得ます。

②食事

食事は、本人の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

③入浴

週に2～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

居宅サービス計画、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助、シーツ交換、体位変換、事業所内の移動の付添等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合があります。

(2) その他のサービス

①送迎

・通常の送迎の実施地域はつくば市内となっており、他市町村からのご利用では、この「説明書」の後述の利用料金に示したとおりとなります。

・送迎の時間については、職員の勤務体制、送迎車の手配の都合によりご協力をいただくことがあります。

②理美容

・毎月第2木曜日、第4木曜日に理美容の機会を設けておりますので、利用期間中にご希望の方は申し出てください。（利用料金は、理美容業者の規程により業者にお支払いいただきます。）

③レクリエーション

・年間を通じてクラブ活動、趣味活動、行事を行っています。行事によっては別途参加費等がかかることがあります。

4、利用料金

(1) 介護報酬告示額

- ・別表料金表のとおり
- ・介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させて頂きます。

(2) その他の費用

①食事の提供に要する費用

基本料金 1日あたり 1,445円 (朝385円、昼530円、夕530円)

②滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわりなく1日あたり 2,066円

※社会福祉法人利用者負担額減免認定や介護保険負担限度額認定を受けていて証書を提出した方は、食事の提供に要する費用と滞在に要する費用について証書記載事項を参考にし、上記金額より減額されます。

※当施設の居住費・食費の負担額（介護保険負担限度額認定）

対象者	区分	滞在費	食費
		ユニット型 個室	
本人及び世帯全員が市町村税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	¥820 ¥300
	・合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方 ・本人の預貯金等の合計が650万円以下（配偶者がいる場合夫婦合わせて1650万円以下）の方	利用者負担 第2段階	¥820 ¥600
	・合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方 ・本人の預貯金等の合計が550万円以下（配偶者がいる場合夫婦合わせて1550万円以下）の方	利用者負担 第3段階①	¥1,310 ¥1,000
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）住民税を課税されていない人で課税年金収入額と非課税年金収入額野合計額が年間120万円超えの方	利用者負担 第3段階②	¥1,310 ¥1,300

③つくば市以外からの送迎費用（介護報酬告示利用料金に加えて）

- ・つくば市との境界から5km未満 片道700円
- ・つくば市との境界から5km以上10km未満 片道1000円
- ・つくば市との境界から10km以上の場合は10kmを超えた距離1km片道50円を加算

④特別な食事

利用者のご希望に基づいて、提供された食事（外食、注文食、行事食等）の要した費用の実費をご負担いただきます。

⑤レクリエーション費用

事業所内外で行われるクラブ活動、趣味活動、行事等に参加されたときに、参加費、材料費等の実費をご負担いただくことがあります。

⑥理美容代

出張理美容サービスの業者による理美容をご利用されたときに、業者規程の料金を業者に支払っていただきます。

⑦キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料を申し受けます。

- | | |
|----------------------|---------|
| ・利用前日午後5時までにご連絡頂いた場合 | 無料 |
| ・利用前日午後5時までにご連絡がない場合 | 利用料の20% |

(3) 介護保険法改定による利用料の変更

介護保険法に定められた利用料は、介護保険法の改定に従い変更されます。その際も、介護保険に定められる基準の額とします。

(4) 支払い方法

ご利用の翌月10日前後に請求書をお渡しいたしますので、請求月の25日までにお支払い下さい。お支払い方法は、窓口支払い、指定口座への振り込み（常陽銀行 谷田部支店 普通預金1685005）、金融機関口座からの自動引き落としのいずれかとなります。

5、サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にお知らせください。
- (2) 利用者は、事業所内の機器を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- (3) 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

6、サービス利用中の中止及び緊急時の対応

- (1) 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 - ①利用者が中途退所を希望した場合
 - ②入所日の健康チェックの結果、体調不良であったり、悪化の予測がされる場合
 - ③利用中に利用者の病状等が急変した場合
 - ④他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(2) 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡し対応方法について確認し、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。（緊急性の度合いにより、順序が前後することがあります。）

7、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への説明をおこない同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

8、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 事業所内の相談・苦情受付について
 - ①担当者 久松 しのぶ (生活相談員)
 - ②受付時間 月～土曜日 8時30分～17時30分
 - ③利用方法 直接窓口に申し出でていただくか、又は電話等でも受け付けます。ただし、担当者不在の場合は、代理の職員が対応させていただくことがあります。

電話番号 029-893-3126

FAX 番号 029-836-5518

(2) 公的機関の相談・苦情受付窓口

①つくば市保健福祉部高齢福祉課

所在地 茨城県つくば市研究学園1-1-1 つくば市役所

電話番号 029-883-1111 (代表)

受付時間 8時45分～16時30分

②茨城県国民健康保険団体連合会

所在地 茨城県水戸市笠原町978-26

電話番号 029-301-1565

受付時間 9時00分～16時30分

9、協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようになっています。ただし、利用者が在宅で日常的に健康療養管理を依頼している主治医等が対応可能な場合には、主治医が優先され、緊急以外の受診にはご家族等の協力をお願いしています。

(1) 協力医療機関

名称	田村医院	城西病院
所在地	つくば市上横場 2290-6	結城市結城 10745-24
診療科	内科	総合
名称	筑波記念病院	
所在地	つくば市要 1187-299	
診療科	総合	

(2) 協力歯科医療機関

名称	大木歯科医院
所在地	つくば市谷田部 2880

10、社会福祉法人筑南会の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 筑南会
(2) 代表者 理事長 田村 洋子
(3) 本部所在地 つくば市学園の森3丁目29番地2
(4) 電話番号 029-856-4477
(5) 定款の目的に定めた事業

- ①特別養護老人ホーム新つくばホーム (介護老人福祉施設)
②特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 (介護老人福祉施設)
③新つくばホームデイサービスセンター (地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス)
④新つくばホームデイサービスセンター新館 (地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス)
⑤特別養護老人ホーム新つくばホーム (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
⑥特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
⑦新つくばホーム指定居宅介護支援事業所 (居宅介護支援)
⑧ケアサポート田村 (小規模多機能型居宅介護)
⑨地域密着型介護老人福祉施設 トランス田村 (地域密着型介護老人福祉施設)
⑩トランス田村ショートステイ (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
⑪トランス田村デイサービスセンター (通所介護・介護予防通所介護相当サービス)

(6) その他の事業

- ①(委託事業) つくば市在宅介護支援センター
②(委託事業) 谷田部西地域包括支援センター (地域包括支援センター)

【入所時リスク説明書】

当施設では、利用者が快適にサービスをご利用できますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解ください。
（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします）

- 歩行時の転倒、ベットや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります
- 当施設では、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも安易に骨折する恐れがあります
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲窒息の危険性が高い状態にあります
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります

なお、説明にてご不明な点がありましたら、遠慮なくお尋ねください。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

<事業者>

所在地 茨城県つくば市上横場 2290-9

名称 トランス田村 ショートステイ

管理者名 田 村 大 輔

説明者

印

印

令和　　年　　月　　日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービス又は、介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所

氏名

印

<利用者代理人>

住所

氏名

印